

# 渡航手続、旅券・査証について

**重要**

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。  
 ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。  
 この場合、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。  
 代行料金に関しましてはお問合せ下さい。  
 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合がありますので、  
 渡航先の参加資格をご確認下さい。  
 (本書類は旅行業第12条の4にお定める取引条件書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

渡航先	旅券(パスポート) 残存有効期限	査証(ビザ) ※観光目的の渡航で日本旅券所有者に限る
紅海(カイロ・シェルムエルシェイク) 【エジプト・アラブ共和国】	申請時6ヶ月以上 (旅券の未使用査証欄は1ページ以上必要)	現地空港で申請可能(US\$25)
モルディブ(マール) 【モルディブ共和国】	帰国時まで有効のもの	30日以内の滞在は到着時に無料で発給される
スリランカ(コロンボ) 【スリランカ民主社会主義共和国】	入国時6ヶ月以上	30日の滞在以内は不要
シンガポール 【シンガポール共和国】	シンガポール出国時6ヶ月以上	14日以内の滞在は不要
クアラルンプール 【マレーシア】	入国時6ヶ月以上 (旅券の未使用査証欄は1ページ以上必要)	90日以内滞在は不要
マニラ・セブ(リロアン・モアルポアル) ボホール(タグビララン) 【フィリピン共和国】	入国時6ヶ月+滞在日数以上 (旅券の未使用査証欄は 見開き2ページ以上必要)	21日以内の滞在は不要
サムイ・タオ・カオラック・プーケット バンコク 【タイ王国】	入国時6ヶ月以上	30日以内の滞在は不要
メナド・デンパサール・ジャカルタ コモド・ラジャアンパット 【インドネシア共和国】	入国時6ヶ月以上 (旅券の未使用査証欄は 見開き3ページ以上必要)	30日以内の滞在は入国時に空港にて取得可能(US\$30)
台北 【台湾】	入国時3ヶ月以上	90日以内の滞在は不要
パラオ 【パラオ共和国】	入国時6ヶ月+滞在日数以上 (旅券の未使用査証欄は1ページ以上必要)	30日以内の滞在は不要
マジュロ 【マーシャル諸島共和国】	入国時6ヶ月以上 (旅券の未使用査証欄は1ページ以上必要)	30日の滞在以内は不要
ヤップ・チューク・ポナペ 【ミクロネシア連邦】	入国時120日+滞在日数以上	30日の滞在以内は不要
フィジー(ナンディー) 【フィジー諸島共和国】	入国時3ヶ月+滞在日数以上 (旅券の未使用査証欄は1ページ以上必要)	4ヶ月以内の滞在は不要
トンガ 【トンガ王国】	入国時6ヵ月以上	入国時に31日間 滞在可能な査証が発給される。
タヒチ(ボラボラ・ランギロア) 【フランス領ポリネシア】	出国時3ヶ月以上 (旅券の未使用査証欄は2ページ以上必要)	30日以内の滞在は不要
ニューカレドニア(ヌメア) 【フランス領ニューカレドニア】	出国時3ヶ月以上 (旅券の未使用査証欄は2ページ以上必要)	30日以内の滞在は不要
グアム 【アメリカ準州グアム】	帰国時まで有効なもの (入国時45日以上が望ましい)	45日以内の滞在は不要 ※ESTA不要
ハワイ(ホノルル) 本国 【アメリカ合衆国】	帰国時まで有効なもの (入国時90日以上が望ましい)	90日以内の滞在は不要 ※事前にESTAの申請が義務化。 アメリカ大使館のホームページより無料で申請が可能。
サイパン 【アメリカ合衆国自治領北マリアナ諸島】	入国時45日以上	45日以内の滞在は不要
ケアンズ・ブリスベン 【オーストラリア】	帰国時まで有効なもの	滞在が3ヶ月以内は電子入国許可(イータス/ETA)が必要 ※ETAは大使館査証課ホームページから無料で登録可能
オークランド 【ニュージーランド】	入国時3ヶ月+滞在日数以上	3ヶ月以内滞在は不要
マダン(ポートモレスビー) 【パプアニューギニア】	入国時6ヶ月以上 (旅券の未使用査証欄は4ページ以上必要)	必要(料金100キナ・入国時に空港にて取得可能) ※5×5のカラー証明写真(1枚)が必要(事前申請の場合)
ラパス・カンクン・コスメル 【メキシコ合衆国】	帰国時まで有効なもの (旅券の未使用査証欄は1ページ以上必要)	180日以内の観光は無査証だがツアーリストカード要。 ツアーリストカードは現地空港または機内で入手可能
バハマ 【バハマ国/英国】	入国時6ヶ月以上	3ヶ月以内の滞在は不要